



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

株式会社バルクホールディングス
代表取締役社長 村松 澄夫
(コード番号：2467 名証セントレックス)
問合せ先：経理財務部長 笠原 誠
電話番号：03-5649-2500 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと (いわゆる「株券電子化」といいます。) から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (株券の発行) | (削除) |
| 第 8 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。 | |
| (株式取扱規程) | (株式取扱規程) |
| 第 9 条 当社の株券の種類、株主 (実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。) の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他の株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。 | 第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。 |
| (株主名簿管理人) | (株主名簿管理人) |
| 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 | 第 9 条 (現行どおり) |
| ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 | ② (現行どおり) |
| ③ 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において、これを取扱わない。 | (削除) |
| (基準日) | (基準日) |
| 第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 | 第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>(剰余金の配当)</p> <p>第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> |

3. 今後の日程

第15期定時株主総会開催日 平成21年6月26日

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以 上